

2006年7月5日

企業会計基準委員会 御中

財団法人 産業経理協会

企業会計基準公開草案第13号
「金融商品に関する会計基準(案)」に対する意見の提出について

企業会計規準委員会名をもって平成18年6月6日付でコメントの募集が行われた企業会計基準公開草案第13号「金融商品に関する会計基準(案)」につき、当財団としては、次の方々に審議委員を委嘱して数回にわたる審議を行った結果、以下の通り意見をとりまとめたので提出いたします。

記

審議委員長

法政大学大学院教授

秋坂朝則

審議委員

公認会計士(新日本監査法人)

太田達也

電通 経理局経理部主管

小柳肇

明治大学大学院教授

佐藤信彦

公認会計士(監査法人トーマツ)

中島努

公認会計士(あずさ監査法人)

中島祐二

日本大学講師

濱本明

東京電力 経理部決算グループマネージャー

文挟誠一

公認会計士(中央青山監査法人)

山岸聡

以上

連絡担当者：事業部長 小野 均

企業会計基準公開草案第 13 号「金融商品に関する会計基準（案）」に対する意見

貴委員会は平成 11 年 1 月に企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計基準」の改正案として「金融商品に関する会計基準（案）」（以下、企業会計基準公開草案第 13 号という。）を平成 18 年 6 月 6 日に公表している。しかし、企業会計審議会が公表した「金融商品に係る会計基準」の改正を貴委員会が行えるものとする根拠が明らかでない。そこで、まずその根拠を明確にすべきである。

企業会計基準公開草案第 13 号 81 項は、取引所の相場のない株式については、その実質価額が著しく低下したときには相当の減額をすることとしている。しかし、この実質価額の算定と、貴委員会が平成 17 年 12 月に公表した企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」との関係の整理が充分になされていない。つまり、企業会計基準第 5 号は、新株予約権及び繰延ヘッジ損益に関する従来の表示区分を変更し、これらを純資産の部に表示するものしているので、取引所の相場のない株式の実質価額を算定する際に、これらの額をその算定基礎に含めるかが明らかではない。取引所の相場のない株式の実質価額を算定する場合、繰延ヘッジ損益の額をその算定基礎に含めることには問題がないが、新株予約権の額をその算定の基礎には含めるべきではない。よって、この点を企業会計基準に明示すべきである。

以上